# 【調査の概要】

### 1 調査の目的

経済センサス-基礎調査は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査(基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査)である。

## 2 調査日

平成26年7月1日

### 3 調査の対象

調査の対象は、調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に属する事業所は調査対象外とした。

ア 大分類A (農業、林業) に属する個人経営の事業所

イ 大分類B (漁業) に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) のうち小分類 **792**-家事サービス業に属する事業所

エ 大分類R (サービス業 (他に分類されないもの)) のうち中分類 96-外国公務に属する事業所

## 4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを 調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの 場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が 異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

## (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、 支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、 塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調 査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業

所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所と した。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任 者のいる事業所に含めて調査した。

### (3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。 ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

#### 5 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、甲調査においては、事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)による調査に分けて行った。

## (1) 甲調査

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所(民営事業所)を対象とする。

① 調査員による調査

単独事業所及び新設事業所(ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。)については、調査票の配布は調査員が行い、取集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

- · 総務省-都道府県-市町村-統計調査員-調査事業所
- ② 総務省、都道府県、市による調査

国内に支所(支社・支店)を有する企業については、その本所(本社・本店)となる事業所に対して、調査票の配布は総務省が郵送により行い、取集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は総務省が郵送により行い、取集は総務省がオンライン又は郵送により行った。

#### ア 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数 30 人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

- •総務省-調査事業所
- イ 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の 事業所 (ア及びウに掲げるものを除く。)

・総務省-都道府県-調査事業所

## ウ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所 (アに 掲げるものを除く。)

・総務省-都道府県-市-調査事業所

## (2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする。

調査は、市町村の調査事業所にあっては市町村が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県が、国の調査事業所にあっては総務省が、オンラインにより調査票の配布、取集を行った。

- ・総務省-都道府県-市町村-調査事業所
- 総務省-都道府県-調査事業所
- ·総務省-各府省-調査事業所

### 6 用語の解説

#### (1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの をいう。

- ① 一定の場所 (1区画) を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

## ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出 向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

## (2) 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業

### 者とした。

## ①個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

## ②無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人を いう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常 用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

#### ③有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、 一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

#### ④常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

### ⑤正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

#### ⑥正社員·正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

### ⑦臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は 日々雇用されている人をいう。

#### (3) 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

## (4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類 (原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの) により、日本標準産業分類 (平成25年10月改定)に基づき分類している。なお、一 部の小分類項目については、小分類項目を分割したものも小分類としている。

## (5) 経営組織

①国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など) の事業所をいう。

#### ②民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

#### イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

### ウ会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社 をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

## エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団 法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協 同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、 弁護士法人などが含まれる。

## オ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)の事業所 などが含まれる。

#### (6) 異動状況別事業所

## ①存続事業所

調査日現在に存在した事業所(休業中の事業所を除く。)のうち、平成24年経済センサス-活動調査でも把握されていた事業所をいう。

## ②新設事業所

調査日現在に存在した事業所(休業中の事業所を除く。)のうち、平成24年経済センサス-活動調査で把握されていなかった事業所をいう。ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

## ③廃業事業所

平成 24 年経済センサス - 活動調査で把握されていた事業所で、調査日までに廃業 した事業所 (休業中の事業所を含む。) をいう。ただし、他の場所に移転して当該地 に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

※総務省統計局「平成26年経済センサスー基礎調査の概要」「用語の解説」からの抜粋